

社援総発第5号

平成13年7月23日

都道府県

各 指定都市 民生部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局総務課長



社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業について

標記については、平成13年7月23日社援発第1276号社会・援護局長通知（以下「局長通知」という。）によりお示ししたところですが、なお運用上の留意事項として下記事項をお含みの上、その適正な運営を図っていただくよう指導方よろしくお願ひいたします。

なお、当該通知については、9を除いて地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく都道府県並びに指定都市及び中核市が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであり、当該通知の施行に伴い「社会福祉事業法第二条第三項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業について」（昭和49年10月31日社庶第181号厚生省社会局庶務課長・児童家庭局企画課長連名通知）を廃止することを併せて申し添えます。

記

局長通知の各項目については、次の点に留意されたいこと。

1 第一の2について

- (1) 診療施設において取り扱う患者のうち、生活保護法による保護を受けている者及び無料又は診療費の10%以上の減免を受けた者の占める割合は、毎年4月1日から翌年3月31日までの診療延人員（入院及び外来を含む。）について算定するものであること。
- (2) 診療費の減免額のうちには、低所得階層に属する患者の療養費についての減免額のほか、当該診療施設が患者の診療のために必要なサービスとして、移送、寝具の貸与、病衣の支給、病衣類の洗濯等を実施している場合において、低所得階層に属する者のためにこれらに要する費用を減免したときは、その減免額を含めて差し支えないものであること。

2 第一の4について

無料の健康相談、保健教育等は、毎月1回程度日時を定めて実施するよう努めることとすること。

3 第一の5について

「老人、心身障害児者その他特別な介護を要する特殊疾患患者等」とは、老人及び心身障害児者のほか、老人性精神病患者、精神疾病とその他の疾病との合併症を有する患者その他例えば進行性筋萎縮症患者等をいうものであること。

また「相当数」とは、当該診療施設の入院利用者定員の30%程度をいうものであること。

4 第一の6について

「相当数」とは、おおむね50床に1人以上の割合をいうものであること。

5 第一の7について

当該診療施設と特別養護老人ホーム等の施設との密接な連携を保持する方法としては、例えば、当該診療施設がこれらの施設に対して必要に応じ医師を派遣する体制をとっていることをいうものであること。

6 第一の8について

通常の診療時間外において、週2回程度の夜間診療日又は月2回以上の休日診療日を設け、それぞれ、1日3時間以上の外来診療体制をとり、かつ、その旨を掲示すること。

7 第一の9について

地区の保健所、医師会等関係機関との密接な連携のもとに年2回以上離島、へき地、無医地区、その他専門医のいない地域等に対し、自主的に診療班を組織し、又は関係機関の組織する診療班に医師を参加させ派遣すること。

8 第一の10について

「定期的に」とは、年2回以上をいうものであること。

9 第三の1について

報告は、別記様式により毎年5月末日までに社会・援護局総務課長あて行うこと。

(様式)

無料又は低額診療事業総括表

都道府県市名：

平成〇〇年度

医療施設名	取扱患者 総数(A)	無料低額診療患者数			B/A × 100	(3) M S W	(4) 健 康 相 談 等	(5) 特殊疾患 患者入院	(6) 介護体制	(7) 福祉施設 の設置等	(8) 夜間休日 診 療	(9) 診 療 班 の派 遣	(10) 施設職員 研 修	ベッド数
		生保患者	減免患者	計(B)										
	人	人	人	人	%	人	月〇回	%	○床に 1人	設 連 置 携	夜間 (週〇回) 休日 (月〇回)	年〇回 (〇日間)	年〇回 (〇日間)	床

- (注) 1. (3)から(10)までは、それぞれ局長通知第一の3から10までの各項目をいうものであること。
 2. 医療施設名には、社会福祉法人、財団法人等の設置主体別を付記すること。
 3. (5)から(10)の各項目については、該当する項目についてのみ記載すること。

- 社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業について（平成13年7月23日社援総発第5号厚生労働省社会・援護局総務課長通知）【新旧対照表】

改 正 後	現 行
社 援 総 発 第 5 号 平成13年7月23日	社 庶 第 1 8 1 号 昭和49年10月31日
都道府県 各 指定都市 民生部（局）長 殿 中 核 市	各都道府県民生主管部（局）長 殿
厚生労働省社会・援護局総務課長	厚生省社会局庶務課長 厚生省児童家庭局企画課長
<u>社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業について</u>	<u>社会福祉事業法第二条第三項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業について</u>
<u>標記については、平成13年7月23日社援発第1276号社会・援護局長通知（以下「局長通知」という。）によりお示ししたところですが、なお運用上の留意事項として下記事項をお含みの上、その適正な運営を図っていただくよう指導方よろしくお願ひいたします。</u>	<u>標記については、昭和49年10月31日社庶第180号社会局長及び児童家庭局長連名通知（以下「両局長通知」という。）によりお示ししたところであるが、なお運用上の留意事項として左記事項をお含みのうえ、その適正な運営を図るよう指導されたい。</u>
<u>なお、当該通知については、9を除いて地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく都道府県並びに指定都市及び中核市が法定受託事務を処理するに当たりるべき基準として発出するものであり、当該通知の施行に伴い「社会福祉事業法第二条第三項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業について」（昭和49年10月31日社庶第181号厚生省社会局庶務課長・児童家庭局企画課長連名通知）を廃止することを併せて申し添えます。</u>	

記

局長通知の各項目については、次の点に留意されたいこと。

1 第一の 2 について

- (1) 診療施設において取り扱う患者のうち、生活保護法による保護を受けている者及び無料又は診療費の 10%以上の減免を受けた者の占める割合は、毎年 4月 1日から翌年 3月 31日までの診療延人員（入院及び外来を含む。）について算定するものであること。
- (2) 診療費の減免額のうちには、低所得階層に属する患者の療養費についての減免額のほか、当該診療施設が患者の診療のために必要なサービスとして、移送、寝具の貸与、病衣の支給、病衣類の洗濯等を実施している場合において、低所得階層に属する者のためにこれらに要する費用を減免したときは、その減免額を含めて差し支えないものであること。

2 第一の 4 について

無料の健康相談、保健教育等は、毎月 1回程度日時を定めて実施するよう努めることとすること。

3 第一の 5 について

「老人、心身障害児者その他特別な介護を要する特殊疾患患者等」とは、老人及び心身障害児者のほか、老人性精神病患者、精神疾病とその他の疾病との合併症を有する患者その他例えば進行性筋萎縮症患者等をいうものであること。

また「相当数」とは、当該診療施設の入院利用者定員の 30%程度をいうものであること。

4 第一の 6 について

「相当数」とは、おおむね 50 床に 1 人以上の割合をいうものであること。

5 第一の 7 について

当該診療施設と特別養護老人ホーム等の施設との密接な連携を保持する方法としては、例えば、当該診療施設がこれらの施設に対して必要に応じ医師を派遣する体制をとっていることをいうものであること。

記

両局長通知第一の各項目については、次の点に留意されたいこと。

1 2 について

- (1) 診療施設において取り扱う患者のうち、生活保護法による保護を受けている者及び無料又は診療費の 10%以上の減免を受けた者の占める割合は、毎年 4月 1日から翌年 3月 31日までの診療延人員（入院及び外来を含む。）について算定するものであること。
- (2) 診療費の減免額のうちには、低所得階層に属する患者の療養費についての減免額のほか、当該診療施設が患者の診療のために必要なサービスとして、移送、寝具の貸与、病衣の支給、病衣類の洗濯等を実施している場合において、低所得階層に属する者のためにこれらに要する費用を減免したときは、その減免額を含めてさしつかえないものであること。

2 4 について

無料の健康相談、保健教育等は、毎月 1回程度日時を定めて実施するよう努めることとすること。

3 5 について

「老人、心身障害児者その他特別な介護を要する特殊疾患患者等」とは、老人及び心身障害児者のほか、老人性精神病患者、精神病とその他の疾病との合併症を有する患者その他たとえば進行性筋萎縮症患者等をいうものであること。

また「相当数」とは、当該診療施設の総収容定員の 30%程度をいうものであること。

4 6 について

「相当数」とは、おおむね 50 床に 1 人以上の割合をいうものであること。

5 7 について

当該診療施設と特別養護老人ホーム等の施設との密接な連携を保持する方法としては、たとえば、当該診療施設がこれらの施設に対して必要に応じ医師を派遣する体制をとっていることをいうものであること。

6 第一の8について

通常の診療時間外において、週2回程度の夜間診療日又は月2回以上の休日診療日を設け、それぞれ、1日3時間以上の外来診療体制をとり、かつ、その旨を掲示すること。

7 第一の9について

地区の保健所、医師会等関係機関との密接な連携のもとに年2回以上離島、へき地、無医地区、その他専門医のいない地域等に対し、自主的に診療班を組織し、又は関係機関の組織する診療班に医師を参加させ派遣すること。

8 第一の10について

「定期的に」とは、年2回以上をいうものであること。

9 第三の1について

報告は、別記様式により毎年5月末日までに社会・援護局総務課長あて行うこと。

6 8について

通常の診療時間外において、週2回程度の夜間診療日又は月2回以上の休日診療日を設け、それぞれ、1日3時間以上の外来診療体制をとり、かつ、その旨を掲示すること。

7 9について

地区の保健所、医師会等関係機関との密接な連携のもとに年2回以上離島、へき地、無医地区、その他専門医のいない地域等に対し、自主的に診療班を組織し、又は関係機関の組織する診療班に医師を参加させ派遣すること。

8 10について

「定期的に」とは、年2回以上をいうものであること。

(様式)

無料又は低額診療事業総括表

都道府県氏名：平成〇〇年度

医療施設名	取扱患者数 (A)	無料低額診療患者数			B/A	MSW	社康 相談等	(5) 特殊疾 患者 入院	(6) 介護 体制	(7) 福祉 施設の 設置等	(8) 夜間 休日	(9) 診療班 の派遣	(10) 施設職 員研修	ベッド数
		生保 患者	減免 患者	計 (B)										
		患者	患者	(B)										
	人	人	人	人	%	人	月〇回	%	〇床に 1人	設置 達成	夜間 休日	年〇回	年〇回	床

- (注) 1. (3)から(10)までは、それぞれ局長通知第一の3から10までの各項目をいうものであること。
2. 医療施設名には、社会福祉法人、財団法人等の設置主体別を付記すること。
3. (5)から(10)の各項目については、該当する項目についてのみ記載すること。